

郡山市が実施するがん検診・健康診査

※対象者の年齢は、令和7年3月31日現在の満年齢となります。
各検診の枠内上部の [] は受診方法、 [] は受診間隔を表します。

① 肺がん検診 (結核健診を含む)

施設 毎年1回
対象者: **40歳以上**^{※3}
*以下の条件に該当する方は対象外となります
①呼吸器疾患で治療中の方
②郡山市国民健康保険以外の被保険者の方(ただし、任意継続被保険者の方は受けられます)
内容: 胸部X線撮影(レントゲン)
自己負担金: 500円

胸部X線を受けた方で、①②の条件に該当する方は**喀痰検査**が受けられます
①血痰のある方
②50歳以上で喫煙指数(1日のたばこの本数×年数)が600以上の方
自己負担金: 400円

② 大腸がん検診

施設 毎年1回
対象者: **40歳以上**
*以下の条件に該当する方は対象外となります
①大腸がんの既往がある方
②大腸疾患で治療中の方
③前年度の検診で要精密検査と判定され精密検査未受診の方
内容: 便潜血検査(2日分)
自己負担金: 300円

③ 胃がん検診

施設 毎年1回
対象者: **50歳以上**
*胃疾患で治療中の方は対象外となります
*胃全摘術後の方は対象外となります
その他、胃内視鏡検査が適さない場合があります
内容: ①透視検査(バリウム)^{※3}
②内視鏡検査(カメラ)^{※3}
どちらかを選択できます。
ただし、胃・食道の手術後の方は②内視鏡検査のみ受診可能
自己負担金: 1,400円

⑥

④ 子宮頸がん検診

施設 集団^{※1} 2年に1回
対象者: **20歳以上で偶数年齢になる女性の方**^{※2}
*生理中は検診を避けてください
内容: 子宮頸部(子宮の入り口)の粘膜細胞検査
自己負担金: 施設 800円 集団 500円

⑤ 乳がん検診

施設 集団^{※1} 2年に1回
対象者: **40歳以上で偶数年齢になる女性の方**^{※2※3}
*次の項目に該当する方は原則受けられません
*医師の判断で受けられる場合有
乳房疾患で治療中、乳がん治療後10年以内、自覚症状有(しこり・血性乳頭分泌・乳頭のただれ)、授乳中、断乳直後、妊娠中またはその可能性有、片乳房切除、豊胸術・ペースメーカー埋没術、脳シャントチューブ・ポートの挿入中、乳房を挟めない
内容: マンモグラフィ(乳房X線撮影)
自己負担金: 施設・集団 600円

※2: 乳がん・子宮頸がん検診の特例措置
令和5年度の対象年に未受診の方は「奇数年齢受診券」の事前申請により受診可能となります。
かんたん申請または健康づくり課へ問合せください。
(申請から交付まで1~2週間要します。)



⑥ 前立腺がん検診

施設 2年に1回
対象者: **50歳以上で偶数年齢になる男性の方**
*前立腺疾患で治療中または前立腺手術後の方は対象外となります
内容: 血液検査
自己負担金: 300円

※1: 乳がん・子宮頸がん検診の集団健診は、湖南地区のみ実施します。
※3: 妊娠中、または妊娠をしている可能性のある方は、肺がん・胃がん・乳がん・骨粗鬆症検診が受けられません。
※4: 郡山市に住民票があり、他市町村国保加入の方はがん検診は受けられます。

⑦

郡山市が実施するがん検診・健康診査

⑦ 肝炎ウイルス検診

施設 原則1回限定

対象者: ①40歳になる方または41歳以上で今まで受けたことのない方
②今年度特定健診で肝機能検査の数値に異常がみられた方

内容: 血液検査 (B・C型肝炎ウイルス検査)

自己負担金: 無 料

⑧ 骨粗鬆症検診

施設 5年に1回

対象者: 40・45・50・55・60・65・70歳になる女性の方^{※3}

*以下の条件に該当する方は対象外となります

- ①骨粗鬆症の診断を受け通院中の方
- ②人工透析の治療を受けている方

内容: X線や超音波による手や足の骨量測定

自己負担金: 400円

⑨ 歯周疾患検診

施設 5年に1回

対象者: 40・45・50・55・60・65・70歳になる方

*自覚症状のある方、治療中の方は対象外となります

内容: 歯、口腔の健康状態の確認

自己負担金: 無 料

※実施医療機関については、広報こおりやま5月号をご覧ください。

8

⑩ 特定健康診査

施設 毎年1回

対象者: ①40～74歳の郡山市国民健康保険被保険者 (受診の際は「受診券」も必ずご持参ください)
②40～74歳の生活保護世帯の方、中国残留邦人等に対する支援給付受給の方

*社会保険被保険者・被扶養者の方は、各医療保険者の案内に従って受診してください

内容: 問診、医師の診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、眼底検査、心電図検査

自己負担金: 無 料

⑪ 後期高齢者健康診査

施設 毎年1回

対象者: ①福島県後期高齢者医療被保険者証の交付を受けている方 (75歳以上の方・65～74歳で一定の障がい有する方)

②75歳以上の生活保護世帯の方、中国残留邦人等に対する支援給付受給の方

*長期入院中および施設入所者等については受けられません

内容: 上記特定健康診査に同じ

自己負担金: 無 料

注) 国民健康保険に加入されていて今年度75歳になる方は、特定健康診査もしくは後期高齢者健康診査のいずれか一方の受診となります。

9

